

産業競争力の強化に関する実行計画 (2015年版) (抄)

(平成 27 年 2 月 10 日閣議決定)

【「PPP/PFI の活用」関係抜粋】

二. 重点施策の内容、実施期限及び担当大臣

1. 「日本産業再興プラン」関連

(5) 立地競争力の更なる強化

企業が活動しやすい国とするため、規制改革等の突破口である国家戦略特区の加速的推進や PPP/PFI の活用拡大、コンパクトシティ等の推進等により、産業基盤の強化を図るとともに、都市と地域の競争力を更に高める。

施策項目	施策の内容及び実施期限	担当大臣
公共施設等運営権等の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大)	平成 26 年 6 月に「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」を取りまとめ、民間資金等活用事業推進会議において決定した。 同「取組方針」に基づき、平成 28 年度末までの 3 年間で集中強化期間として位置付け、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の案件数について、重点分野毎の数値目標（空港 6 件、上水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件）を設定するとともに、平成 34 年までの 10 年間で 2 ～ 3 兆円としている目標を集中強化期間に前倒し、重点的な取組を行うこととする。	内閣総理大臣 (内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)) 厚生労働大臣 国土交通大臣
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 (平成 25 年法律第 67 号) に基づき仙台空港において、また、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成 23 年法律第 54 号) に基づき関西国際空港及び大阪国際空港において、平成 27 年度末までに空港運営事業を開始する。	国土交通大臣
	安全性確保等の観点から、公共施設等運営権者へ公務員を出向させ、公共施設等運営事業の	内閣総理大臣 (内閣府特命)

	<p>運営等に係るノウハウの移転及び運営等の業務を行わせることにより同事業の万全な実施を図るために必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>担当大臣（経済財政政策） 厚生労働大臣 国土交通大臣</p>
	<p>民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする特例措置を内容とする構造改革特別区域法等の改正案について、必要な法的措置を速やかに講じる。</p>	<p>内閣総理大臣 （地方創生担当大臣） 国土交通大臣</p>